

概要

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について

1 背景

国保制度及び後期高齢者医療制度は、様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、保険者が保険財政上余裕がある場合などに、自主的に条例等を制定して行うことができることとされています。（国民健康保険法第58条第2項）実際には、全国の市町村で条例制定を行っているところは存在しませんでした。

今般の新型コロナウイルス感染症対策については、国内で感染が拡大しつつあり、その更なる感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む。）に休みやすい環境を整備することが重要との考えから、厚生労働省は、平成2年3月10日、3月24日の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給について」において、傷病手当金の支給の検討を市町村に促し、条例案、国の財政支援など詳細が示されました。これを受け、国通知をもとに、全市町村が実施、または実施に向けた検討を行っています。

2 傷病手当金支給の内容

【対象者】

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

【支給対象となる日数】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

【支給額】

1日当たりの支給額[=(直近の継続した3月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × 2/3] × 支給対象となる日数

※ ただし、1日当たりの支給額について、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額（令和2年3月現在、日額30,887円）を超えるときは、その金額とする。

【適用期間】

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）

【財政支援】

感染拡大防止の観点から、保険者が国通知に基づく傷病手当金を支給する場合、その財源として国が特例的に特別調整交付金により財政支援を行う。

3 市において対応が必要となる事項

- (1) 市国民健康保険運営協議会での審議・承認
- (2) 長岡京市国民健康保険条例の一部改正

承認いただきましたら、感染拡大防止のため、施行を予定